

「旭川大学保健福祉学部研究紀要」投稿・執筆要領

1. 投稿者の資格

投稿者は、原則として本学部教員とする。但し、旭川大学保健福祉学部研究紀要編集委員会（以下、編集委員会という）から依頼した原稿についてはこの限りではない。

2. 原稿の種類と内容

1) 原稿の種類とその内容および制限頁数（刷上がり）は次のとおりとする。

① 総説（論壇）（Review Article）……5頁（8,000字）以内

特定の問題や話題について今後の方向性を指し示す論述や提言したもの。あるいは研究・調査論文の総括および解説

② 原著（研究論文）（Original Article）……10頁（16,000字）以内

独創的な研究論文および科学的な観察

③ 研究ノート（実践研究報告）（Preliminary Report）……6頁（9,600字）以内

独創的な研究の短報または手法の改良・提起に関する論文及び社会福祉学及び看護学並びに関連領域に関する実践の報告

④ その他……4頁（6,400字）以内

社会福祉学及び看護学研究に有益な資料、海外事情、関連学術集会の報告・解説、書評等

2) 投稿論文の内容は、他の出版物（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。もし同じデータ、事例、資料などに基づいて、投稿者が別の論文等を執筆して他に投稿している場合には、この旨を明記して、当該論文等を添付する。

3. 発行と投稿手続き

1) 発行は年1回とし3月とする。

2) 投稿の締め切りは12月とする。但し、原著（研究論文）は9月とする。

3) 上記の原稿の種類と内容を参考に判断し、投稿者は投稿原稿に原稿の種類を明記しなければならない。

4) 投稿原稿は3部（内2部は複写可）提出する。

5) 投稿原稿の採否および掲載の順序、原稿の種類

は、別に定める「投稿論文審査基準」により、編集委員会が審査し、決定する。投稿原稿の掲載に際して、投稿の受付日と審査決定の受理日を明記する。

6) 前項に加えて、原著（研究論文）については編集委員会により査読をおこなう。ただし、編集委員会は投稿原稿等テーマについて専門的知見を有する編集委員以外の本学部の適当な教員に意見を求め、査読を委任することができる。

4. 原稿執筆の要領

1) 原著（研究論文）、研究ノート（実践研究報告）の投稿原稿の構成については、原則として以下のとおりとする。

抄録（要約）……目的・方法・結果・結論について（600字以内）

I. 緒言……研究の背景・目的

II. 研究方法……研究・調査・実験・解析に関する手法の記述および資料・材料の集め方

III. 研究結果……研究等の結果

IV. 考察……結果の考察・評価

V. 結語……結論（省略も可）

2) 原稿はA4版、横書きとし、1頁40字×40行とする。パソコン及びワープロ使用の場合は、氏名、機種、登録方法を明記したフロッピーを添付する。

3) 図、表および写真は、図1、表1などの番号を付け、本文とは別に一括し、本文原稿右欄外にそれぞれの挿入希望位置を指定する。

4) 文献記載の様式

① 文献のうち、注釈及び引用文献は本文の該当する箇所の右肩に1)、2)、3)などと上付き文字で示し、本文原稿の最後一括して引用番号順に記載する。参考文献は著者名のアルファベット順に列記する。

② 記載方法は下記の例示のごとくする。

a. 雑誌の場合……著者名：表題名、雑誌名、巻（号）、開始頁-終了頁、西暦年次とし、著者名は6人以下は全員、7名以上は6名まで記載し、以下は「他」とする。

b. 著書の場合……著者名:書名(版), 開始頁-
終了頁, 発行所, 西暦年次とし, 編集者名は
全員記載する。

5) 原稿には表紙を付し, 上半分には表題, 著者名,
所属機関名を書き, 下半分には, 赤字で希望する
原稿の種類, 別刷必要部数, 編集委員会への連絡
事項などを付記する。

6) 原著(研究論文), 研究ノート(実践研究報告)の
場合は, 日本語のキーワードを3~5語つける。

7) 原著(原著研究論文)の場合には, 300語前後
の英文抄録をつける。

8. 著作権

1) 紀要に掲載された著作物の著作権は, 著作権法
に基づき本学部に属する。但し, 著者自身が使用

する場合はこの限りではない。

2) 著者が自分の論文に他者の著作権に帰属する資料
を引用するときには, 著者がその許可申請手続き
を行う。

9. 著者が負担すべき費用

1) 別刷料…印刷はすべて実費を著者負担とする。
但し, 原著(原著研究論文), 研究ノート(実践
研究報告)については, 1篇に付き別刷30部を贈
呈する。

2) その他…図表等, 印刷上特別な費用を必要とし
た場合は著者負担とする。

付 則

この規定は, 平成20年11月1日から施行する。